

会報

No. 6
1998. 4

CFAJ(Cable Firestop systems Association of Japan)



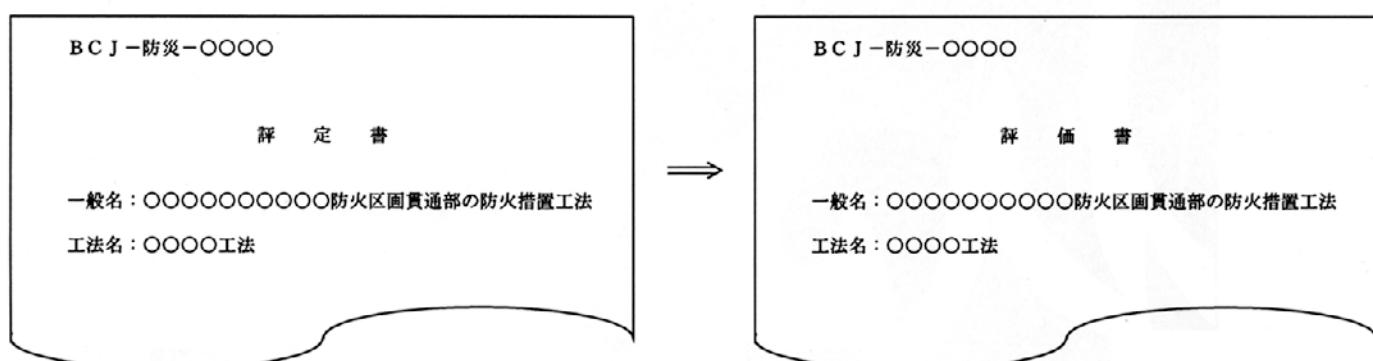
ケーブル防災設備協議会

No.	Q	A																																										
法令3	ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法と建築基準法第38条との関りは?	配電管の防火区画貫通部防火措置については、政令で技術的基準が規定されていますが、配電管を用いないケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置については、法第38条の特殊な材料、構法として取り扱われ、BCJの防災性能評定委員会の技術審査を受けることが求められます。																																										
法令4	耐火構造はどうのように規定されているか?	耐火構造の壁、柱、床、はり等の耐火性能について、通常の火災時の加熱に、次の表の時間以上耐える事と規定されています。 (建築基準法施行令第107条)																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築物 の部分</th> <th colspan="2">壁</th> <th rowspan="2">柱</th> <th rowspan="2">床</th> <th rowspan="2">は り</th> <th rowspan="2">屋 根</th> <th rowspan="2">耐 火 時 間</th> </tr> <tr> <th>外 壁</th> <th>非 耐 力 壁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物 の階</td> <td>耐 力 壁</td> <td>延焼のお それのある部 分</td> <td>延焼のお それのある部 分以外の部 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最上階及び 最上階から 数えた階数 が2以上で 4以内の階</td> <td>1 時 間</td> <td>1 時 間</td> <td>30 分</td> <td>1 時 間</td> <td>1 時 間</td> <td>1 時 間</td> <td>30 分</td> </tr> <tr> <td>最上階から 数えた階数 が5以上で 14以内の階</td> <td>2 時 間</td> <td>2 時 間</td> <td>30 分</td> <td>2 時 間</td> <td>2 時 間</td> <td>2 時 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最上階から 数えた階数 が15以上の 階</td> <td>2 時 間</td> <td>2 時 間</td> <td>30 分</td> <td>3 時 間</td> <td>2 時 間</td> <td>3 時 間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ペントハウス等\leq建築面積×1/8 の場合は、階数に算入されない。</p> <p>右の 部分</p> <p>右の 部分</p> <p>右の 部分</p> <p>G.L.</p>	建築物 の部分	壁		柱	床	は り	屋 根	耐 火 時 間	外 壁	非 耐 力 壁	建築物 の階	耐 力 壁	延焼のお それのある部 分	延焼のお それのある部 分以外の部 分					最上階及び 最上階から 数えた階数 が2以上で 4以内の階	1 時 間	1 時 間	30 分	1 時 間	1 時 間	1 時 間	30 分	最上階から 数えた階数 が5以上で 14以内の階	2 時 間	2 時 間	30 分	2 時 間	2 時 間	2 時 間		最上階から 数えた階数 が15以上の 階	2 時 間	2 時 間	30 分	3 時 間	2 時 間	3 時 間	
建築物 の部分	壁			柱	床						は り	屋 根	耐 火 時 間																															
	外 壁	非 耐 力 壁																																										
建築物 の階	耐 力 壁	延焼のお それのある部 分	延焼のお それのある部 分以外の部 分																																									
最上階及び 最上階から 数えた階数 が2以上で 4以内の階	1 時 間	1 時 間	30 分	1 時 間	1 時 間	1 時 間	30 分																																					
最上階から 数えた階数 が5以上で 14以内の階	2 時 間	2 時 間	30 分	2 時 間	2 時 間	2 時 間																																						
最上階から 数えた階数 が15以上の 階	2 時 間	2 時 間	30 分	3 時 間	2 時 間	3 時 間																																						

「トピック3」

①. 名称変更…「評定」が「評価」に

B C J では、ケーブル防火区画貫通部についてこれまで「評定」と称していたものを平成9年度より「評価」と呼ぶようになりました。従って、「評定書」も「評価書」となりますが、取り扱いはこれまでと全く同じです。



②. 教育・PR用のビデオ制作

ケーブル防災設備協議会では会員各社の教育用や展示会などのPR用として協議会の活動内容や区画貫通部の措置工法の重要性及び正しい施工方法をわかりやすく紹介するビデオを制作致しました。このビデオには区画貫通部の措置を施したものと施さないものを比較した実規模の燃焼試験状況もあり、正しい施工の必要性を十分理解できるものと考えます。ぜひともご活用下さい。

なお、このビデオは防災展示会等で放映を予定していますのでぜひご覧下さい。

「Q&A特集」について

ケーブル防災設備協議会の活動の一つとして平成2年に用語・法令・B C J 評定工法・材料・工法の品質管理に関するQ&A集(質疑応答集)を作成し、設計・施工関係者にご利用いただきました。

その後、建築基準法の改正による適用範囲の拡大、多様化、また新工法の製品化もあり、充実を図るため平成8年にQ&A集の改訂版を発行しま

した。主な改訂内容は、準耐火建築物における措置、バスダクト貫通部の措置等の追加です。

このQ&A集に記載されている内容の一部はこれまでにも会報で紹介していますが、今回の会報では「Q&A特集」とし、このQ&A集全般について少し詳しく紹介します。

Q&A集の主な内容

本Q&A集は、先にも述べたように用語・法令・B C J 評定工法・材料・工法の品質管理で構成され、最後に関連法令の抜粋を掲載しています。それぞれに関する主な内容は次のとおりです。

・用語について

主として建築基準法の用語の定義のうち関連あるものを取り上げ、定義されている法令の箇所を明示しています。また、関連ある通称用語も示しています。

・法令について

関連する法令と耐火構造・防火構造・防火区画・耐火性能などの規定について示しています。また、評定取得・施工・検査に係わる機関の関係について図示しています。

建築基準法・建築基準法施行令・建設省告示・建設省通達等の関連法令については、関係する箇所の内容を一部抜粋し説明しています。

・B C J 評定工法について

B C J 評定およびB C J 評定工法について述べています。これには準耐火建築物における措置やバスダクト貫通部の措置等も含まれています。

・材料について

法令に定義されている材料用語を示しています。またB C J 評定工法に使用する材料についても説明しています。

・工法の品質管理について

協議会の会員各社それぞれの工法の品質管理を行うため協議会としてどうしているかを示しています。

防災技術第9号

CFAJ

Cable Firestop systems Association of Japan

ケーブル配線の区画貫通部
防火措置工法



ケーブル防災設備協議会

〈Q&A集 表紙〉

本Q&A集に記載されている内容の例を次に示します。詳細内容はQ&A集をご覧下さい。

なお、本Q&A集は「東京都建築設備行政に関する設計・施工上の指導指針」の参考文献としても取り上げられており、建築物やプラント等の設計者、施工関係者の業務遂行に大いに役立つものと確信しております。

